

福岡県薬剤師国民健康保険組合規約の一部改正について

令和7年7月26日の組合会の認定を得たので公告する。

福岡県薬剤師国民健康保険組合規約の一部を次のとおり改正する。

新旧対照表による。

改 正 条 文	現 行 条 文
第6条 組合員は、医薬品販売業又は薬事に関する業務に従事する者で、第4条の地区内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 福岡県薬剤師会会員である薬局開設者、医薬品販売業者(第4条第1号の地区外において薬局若しくは医薬品販売業を営む者又は勤務する者を除く。) 二 前号の他、薬剤師又は登録販売者等として専門の事業又は業務に携わる者 三 第4条第1号の地区内に所在する事業所において薬局又は医薬品販売業に勤務する者 2 前項第2号に規定する者の判定基準は、別に定める。 3 前各項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)第50条に規定する被保険者は、組合員としない。ただし、第7条3第1項の規定により届け出た者は、この限りではない。 4 組合員は、次の三種とする。 一 1種組合員 薬局等に従事する開設者又は管理者等で、福岡県薬剤師会会員である者 二 2種組合員 1種組合員の営む事業所に雇用されている薬剤師又は1種組合員の営む事業所以外の薬局若しくは医療機関等において専門職として薬事に従事している薬剤師 三 3種組合員 1種組合員の営む事業所に雇用されている薬剤師以外の者 5 組合は、組合員及び組合員と同一の世帯に属する者をもって被保険者とする。ただし、高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者は、この限りではない。	第6条 組合員は、医薬品販売業又は薬事に関する業務に従事する者で、第4条の地区内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 福岡県薬剤師会会員である薬局開設者、医薬品販売業者(第4条第1号の地区外において薬局若しくは医薬品販売業を営む者又は勤務する者を除く。) 二 前号の他、薬剤師又は登録販売者等として専門の事業又は業務に携わる者 三 第4条第1号の地区内に所在する事業所において薬局又は医薬品販売業に勤務する者 2 前項第2号に規定する者の判定基準は、別に定める。 3 前各項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)第50条に規定する被保険者は、組合員としない。ただし、第7条3第1項の規定により届け出た者は、この限りではない。 4 組合員は、次の三種とする。 一 1種組合員 薬局等に従事する開設者又は管理者等で、福岡県薬剤師会会員である者 二 2種組合員 1種組合員の営む事業所に雇用されている薬剤師 三 3種組合員 1種組合員の営む事業所に雇用されている薬剤師以外の者 5 組合は、組合員及び組合員と同一の世帯に属する者をもって被保険者とする。ただし、高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者は、この限りではない。

改 正 条 文	現 行 条 文
第17条 1種組合員は、保険料として、次の区分(毎年1月から9月までは賦課期日の前々年分の総所得金額等を算定基礎額とし、10月から12月までは賦課期日の前年分の総所得金額等を算定基礎額とする。)による額と、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者(以下「介護納付金賦課被保険者」という。)1人につき算定した額の介護納付金保険料及び被保険者1人につき算定した額の後期高齢者支援金保険料の合算額を毎月組合に納付しなければならない。 組合への加入時期が年度中途の場合の保険料は、直近の総所得金額等を申告させることにより決定する。不申告者については、該当する種別の最高額を賦課する。 (保険料の額 略) 2 前項の介護納付金保険料の額は、組合が当該年度において納付すべき介護納付金の見込額から国庫補助金の見込額を控除して、当該年度における介護納付金賦課被保険者の見込数及び12で除して得た額に相当する額とする。 3 第1項の後期高齢者支援金保険料の額は、組合が当該年度において納付すべき後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の見込額から国庫補助金の見込額を控除して、当該年度における被保険者の見込数及び12で除して得た額に相当する額とする。 4 前二項の規定により、介護納付金保険料及び後期高齢者支援金保険料の額を決定したときは、理事長は、第5条の規定に基づき、速やかに公告するものとする。 5 前各項により難い場合の取り扱いについては、理事長が別に定める。	第17条 1種組合員は、保険料として、次の区分(毎年1月から9月までは賦課期日の前々年分の総所得金額等を算定基礎額とし、10月から12月までは賦課期日の前年分の総所得金額等を算定基礎額とする。)による額と、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者(以下「介護納付金賦課被保険者」という。)1人につき算定した額の介護納付金保険料及び被保険者1人につき算定した額の後期高齢者支援金保険料の合算額を毎月組合に納付しなければならない。 組合への加入時期が年度中途の場合の保険料は、直近の総所得金額等を申告させることにより決定する。不申告者については、該当する種別の最高額を賦課する。 (保険料の額 略) 2 前項の介護納付金保険料の額は、組合が当該年度において納付すべき介護納付金の見込額から国庫補助金の見込額を控除して、当該年度における介護納付金賦課被保険者の見込数及び12で除して得た額に相当する額とする。 3 第1項の後期高齢者支援金保険料の額は、組合が当該年度において納付すべき後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の見込額から国庫補助金の見込額を控除して、当該年度における被保険者の見込数及び12で除して得た額に相当する額とする。 4 前二項の規定により、介護納付金保険料及び後期高齢者支援金保険料の額を決定したときは、理事長は、第5条の規定に基づき、速やかに公告するものとする。

附 則

1 この規約は令和7年7月26日から施行し、令和7年10月1日から適用する。

令和6年度一般会計歳入歳出決算について

令和7年6月17日の監事の監査を経て、同年7月26日組合会の認定を得たので公告する。

一 般 会 計

(歳 入)

款	項	予算現額	測定額
1, 国 民 健 康 保 険 料		511,558,000	526,111,300
	1, 国 民 健 康 保 険 料	511,558,000	526,111,300
2, 使 用 料 及 び 手 数 料		10,000	0
	1, 手 数 料	10,000	0
3, 国 庫 支 出 金		104,667,000	147,110,927
	1, 国 庫 負 担 金	2,399,000	2,790,107
	2, 国 庫 補 助 金	102,268,000	144,320,820
4, 前 期 高 齢 者 交 付 金		2,000	0
	1, 前 期 高 齢 者 交 付 金	2,000	0
5, 出 産 育 児 交 付 金		259,000	259,894
	1, 出 産 育 児 交 付 金	259,000	259,894
6, 県 支 出 金		2,000	0
	1, 県 補 助 金	2,000	0
7, 共 同 事 業 交 付 金		9,395,000	13,653,000
	1, 共 同 事 業 交 付 金	9,395,000	13,653,000
8, 財 産 収 入		36,000	67,852
	1, 財 産 運 用 収 入	36,000	67,852
9, 繰 入 金		60,000,000	50,450,000
	1, 繰 入 金	60,000,000	50,450,000
10, 繰 越 金		36,240,000	36,240,073
	1, 繰 越 金	36,240,000	36,240,073
11, 寄 付 金		50,000	80,000
	1, 寄 付 金	50,000	80,000
12, 諸 収 入		156,000	103,430
	1, 延滞金・加算金及び過怠金	3,000	0
	2, 預 金 利 子	1,000	419
	3, 雑 入	152,000	103,011
歳 入 合 計		722,375,000	774,076,476

(単位:円)

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
526,111,300	0	0	14,553,300
526,111,300	0	0	14,553,300
0	0	0	△ 10,000
0	0	0	△ 10,000
147,110,927	0	0	42,443,927
2,790,107	0	0	391,107
144,320,820	0	0	42,052,820
0	0	0	△ 2,000
0	0	0	△ 2,000
259,894	0	0	894
259,894	0	0	894
0	0	0	△ 2,000
0	0	0	△ 2,000
13,653,000	0	0	4,258,000
13,653,000	0	0	4,258,000
67,852	0	0	31,852
67,852	0	0	31,852
50,450,000	0	0	△ 9,550,000
50,450,000	0	0	△ 9,550,000
36,240,073	0	0	73
36,240,073	0	0	73
80,000	0	0	30,000
80,000	0	0	30,000
103,430	0	0	△ 52,570
0	0	0	△ 3,000
419	0	0	△ 581
103,011	0	0	△ 48,989
774,076,476	0	0	51,701,476

(歳 出)

款	項	予 算 現 額
1, 組 合 会 費		815,000
	1, 組 合 会 費	815,000
2, 総 務 費		29,082,000
	1, 総 務 管 理 費	28,542,000
	2, 組 合 協 議 会 費	540,000
3, 保 険 給 付 費		382,664,000
	1, 療 養 諸 費	341,319,000
	2, 高 額 療 養 費	28,987,000
	3, 移 送 費	1,000
	4, 出 産 育 児 諸 費	12,006,000
	5, 葬 祭 諸 費	350,000
	6, 傷 病 手 当 金	1,000
4, 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		137,633,000
	1, 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	137,633,000
5, 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		63,843,000
	1, 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	63,843,000
6, 介 護 納 付 金		67,125,000
	1, 介 護 納 付 金	67,125,000
7, 流 行 初 期 医 療 確 保 拠 出 金 等		2,000
	1, 流 行 初 期 医 療 確 保 拠 出 金 等	2,000
8, 共 同 事 業 拠 出 金 等		17,217,000
	1, 共 同 事 業 拠 出 金	12,292,000
	2, 共 同 事 業 負 担 金	4,925,000
9, 保 健 事 業 費		10,634,000
	1, 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	5,427,000
	2, 保 健 事 業 費	5,207,000
10, 積 立 金		345,000
	1, 積 立 金	345,000
11, 公 債 費		2,000
	1, 公 債 費	2,000
12, 諸 支 出 金		448,000
	1, 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	447,000
	2, 繰 出 金	1,000
13, 予 備 費		12,565,000
	1, 予 備 費	12,565,000
歳 出 合 計		722,375,000

(単位:円)

支 出 済 額	不 用 額	備 考
599,296	215,704	
599,296	215,704	
25,104,561	3,977,439	
24,564,647	3,977,353	
539,914	86	
372,587,229	10,076,771	
338,053,949	3,265,051	
28,304,760	682,240	
0	1,000	
5,978,520	6,027,480	
250,000	100,000	
0	1,000	
136,636,405	996,595	
136,636,405	996,595	
63,841,475	1,525	
63,841,475	1,525	
67,124,148	852	
67,124,148	852	
0	2,000	
0	2,000	
16,195,512	1,021,488	
11,663,000	629,000	
4,532,512	392,488	
7,177,782	3,456,218	
2,696,554	2,730,446	
4,481,228	725,772	
345,000	0	
345,000	0	
0	2,000	
0	2,000	
445,014	2,986	
445,014	1,986	
0	1,000	
0	12,565,000	
0	12,565,000	
690,056,422	32,318,578	

歳入決算額 774,076,476 円
歳出決算額 690,056,422 円
差 引 残 額 84,020,054 円

令和6年度一般会計歳入歳出決算剰余金処分について

令和7年7月26日組合会の認定を得たので公告する。

歳入歳出決算剰余金額	84,020,054円
次年度一般会計へ繰越	84,020,054円

財 産 目 録

令和7年3月31日現在
(単位:円)

金融機関名	定期預金	普通預金	地方債	合 計
1、特別積立金				
三井住友銀行	7,810,000	0	0	7,810,000
SMBC日興証券	0	0	30,000,000	30,000,000
福岡銀行	55,190,000	0	0	55,190,000
計	63,000,000	0	30,000,000	<u>93,000,000</u>
2、給付費支払準備積立金				
西日本シティ銀行	25,000,000	0	0	25,000,000
福岡銀行	10,162,020	0	0	10,162,020
三菱UFJ銀行	30,000,000	0	0	30,000,000
SMBC日興証券	0	0	40,000,000	40,000,000
計	65,162,020	0	40,000,000	<u>105,162,020</u>
3、職員退職給与積立金				
福岡銀行	1,978,000	0	0	1,978,000
計	1,978,000	0	0	<u>1,978,000</u>
4、積立金以外の預金				
福岡銀行	24,000,000	99,324,421	0	123,324,421
西日本シティ銀行	5,000,000	38,021,209	0	43,021,209
三井住友銀行	0	151,278	0	151,278
三菱UFJ銀行	0	416,195	0	416,195
計	29,000,000	137,913,103	0	<u>166,913,103</u>
5、現金				<u>242,257</u>
現金				
合 計				<u>367,295,380</u>

令和7年度 歳入歳出補正予算について

令和8年3月19日組合会の認定を得たので公告する。

(歳入)

(単位:千円)

款・項・目	補正前の額	補正額	補正後の額	節		説 明
				区 分	金 額	
3. 国庫支出金	84,677	8,018	92,695			
2. 国庫補助金	82,334	8,018	90,352			
7. 国保システム管理補助金	1,580	8,018	9,598			
				1. 国保システム管理補助金	9,598	システム改修補助金等の増
10. 繰越金	47,633	36,387	84,020			
1. 繰越金	47,633	36,387	84,020			
1. 繰越金	47,633	36,387	84,020			
				1. 繰越金	84,020	令和6年度決算剰余金の処分による増額
補正されない款項目にかかる額	569,312	0	569,312			
歳入合計	701,622	44,405	746,027			

(歳出)

(単位:千円)

款・項・目	補正前の額	補正額	補正後の額	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 総務費	24,058	2,200	26,258			
1. 総務管理費	23,390	2,200	25,590			
1. 一般管理費	22,688	2,200	24,888			
				13. 委託料	4,427	システム改修費の増
3. 保険給付費	381,705	30,000	411,705			
1. 療養諸費	346,121	22,800	368,921			
1. 療養給付費	340,450	22,800	363,250			
				19. 負担金補助及び交付金	363,250	療養給付費の増
2. 高額療養費	27,728	7,200	34,928			
1. 高額療養費	27,628	7,200	34,828			
				19. 負担金補助及び交付金	34,828	高額療養費の増
5. 前期高齢者納付金等	46,788	221	47,009			
1. 前期高齢者納付金等	46,788	221	47,009			
1. 前期高齢者納付金	46,781	221	47,002			
				19. 負担金補助及び交付金	47,002	納付金の増
8. 共同事業拠出金等	16,108	5,707	21,815			
2. 共同事業負担金	3,281	5,707	8,988			
1. 国民健康保険組合共通システム共同事業負担金	2,131	5,707	7,838			
				19. 負担金補助及び交付金	7,838	負担金支払のため
12. 諸支出金	3	1,195	1,198			
1. 償還金及び還付加算金	2	1,195	1,197			
2. 還付金及び加算金	1	1,195	1,196			
				23. 償還金利子及び割引料	1,196	令和6年度補助金の超過交付返還が生じるため
13. 予備費	9,125	5,082	14,207			
1. 予備費	9,125	5,082	14,207			
1. 予備費	9,125	5,082	14,207			
				1. 予備費	14,207	収入増に伴う調整額を計上
補正されない款項目にかかる額	223,835	0	223,835			
歳出合計	701,622	44,405	746,027			

令和8年度 福岡県薬剤師国民健康保険組合 法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画の策定について

令和8年3月19日組合会の認定を得たので公告する。

令和8年度 福岡県薬剤師国民健康保険組合法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画を制定した。

令和8年度 福岡県薬剤師国民健康保険組合 法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画

令和8年3月19日制定

1 法令遵守マニュアル等の策定

役職員が遵守すべき法令、規則、基本方針及び法令遵守(コンプライアンス)のための組織体制などを網羅した法令遵守マニュアル等を策定し、全ての役職員が容易に閲覧できるようにする。

2 法令遵守に関する指導・研修

不祥事故を未然に防止するため、役職員等に対する法令遵守の周知徹底を行う。

- ① 組合報「福薬国保」により、法令遵守の周知を行う。
- ② 役職員を対象とした法令遵守を徹底するための研修を実施する。

3 法令遵守のための管理

事故防止の観点から、特定の職員を長期間にわたり同一業務に従事させないようにするとともに、会計事務規程に基づく業務は複数の職員により執行することとする。

4 法令遵守関連情報の組織的な把握等

役職員は法令遵守関連情報の把握に努め、把握した情報は速やかに報告するとともに適切に対応することとする。

- ① 役職員が把握した、組合員又は被保険者からの苦情、役職員の勤務状況、不祥事故に関する報告、保険給付に関する係争及び経理処理の状況等の法令遵守関連情報は、法令遵守担当理事(以下担当理事)に速やかに報告すること。
- ② 担当理事は、報告を受けた法令遵守関連情報のうち、組合の業務運営に重大な影響を与えるもの又は組合員若しくは被保険者の利益が著しく阻害されるものについては、理事会に報告すること。
- ③ 理事会は、報告を受けた法令遵守関連情報への対応を決定する。

5 不祥事故への対応体制

役職員は、不祥事故又はその疑いがある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事等に速やかに報告する。

- ① 担当理事等は、規約、規程等に則り、理事会に報告すること。
- ② 理事長は、法令等に従い福岡県知事(監督官庁)に報告するとともに、担当理事とともに適切な調査を行うこと。

6 雑 則

この実践計画で定めるものの他、必要な事項は理事会の承認を得て実施する。

令和8年度一般会計歳入歳出予算について

令和8年3月19日組合会の認定を得たので公告する。

一 般 会 計

歳 入

(単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	構 成 比	備 考
1. 国民健康保険料	569,298	558,997	10,301	77.65%	
2. 使用料及び手数料	10	10	0	0.00%	
3. 国庫支出金	95,016	84,677	10,339	12.96%	
4. 前期高齢者交付金	2	2	0	0.00%	
5. 出産育児交付金	301	252	49	0.04%	
6. 県支出金	2	2	0	0.00%	
7. 共同事業交付金	11,013	9,805	1,208	1.50%	
8. 財産収入	196	37	159	0.03%	
9. 繰入金	1	1	0	0.00%	
10. 繰越金	57,107	47,633	9,474	7.79%	
11. 寄付金	50	50	0	0.01%	
12. 諸収入	192	156	36	0.03%	
歳入合計	733,188	701,622	31,566	100.00%	

歳 出

(単位:千円)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	財 源 内 訳		構成比	備考
				特定財源 国庫支出金等	一般財源		
1. 組 合 会 費	815	815	0	0	815	0.11%	
2. 総 務 費	27,272	24,058	3,214	2,186	25,086	3.72%	
3. 保 険 給 付 費	397,090	381,705	15,385	66,823	330,267	54.16%	
4. 後期高齢者支援金等	148,636	142,966	5,670	15,242	133,394	20.27%	
5. 前期高齢者納付金等	42,750	46,788	△ 4,038	2	42,748	5.83%	
6. 介護納付金	67,869	70,428	△ 2,559	7,732	60,137	9.26%	
7. 流行初期医療 確保拠出金等	2	2	0	0	2	0.00%	
8. 子ども・子育て 支援納付金	12,004	0	12,004	1,255	10,749	1.64%	
9. 共同事業拠出金等	21,094	16,108	4,986	12,302	8,792	2.88%	
10. 保健事業費	10,515	9,220	1,295	790	9,725	1.43%	
11. 積 立 金	436	402	34	0	436	0.06%	
12. 公 債 費	2	2	0	0	2	0.00%	
13. 諸 支 出 金	3	3	0	0	3	0.00%	
14. 予 備 費	4,700	9,125	△ 4,425	0	4,700	0.64%	
歳出合計	733,188	701,622	31,566	106,332	626,856	100.00%	

福岡県薬剤師国民健康保険組合規約の一部改正について

令和8年3月19日の組合会の認定を得たので公告する。

福岡県薬剤師国民健康保険組合規約の一部を次のとおり改正する。

新旧対照表による。

改正条文	現行条文																																																																						
第1条～第16条（略） (保険料の賦課額) 第17条 1種組合員は、保険料として、次の区分(毎年1月から9月までは賦課期日の前々年分の総所得金額等を算定基礎額とし、10月から12月までは賦課期日の前年分の総所得金額等を算定基礎額とする。)による額と、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法(平成9年法律第123号)第9条第2号に規定する被保険者(以下「介護納付金賦課被保険者」という。))1人につき算定した額の介護納付金保険料、被保険者1人につき算定した額の後期高齢者支援金保険料並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金保険料の合算額を毎月組合に納付しなければならない。 組合への加入時期が年度中途の場合の保険料は、直近の総所得金額等を申告させることにより決定する。不申告者については、該当する種別の最高額を賦課する。	第1条～第16条（略） (保険料の賦課額) 第17条 1種組合員は、保険料として、次の区分(毎年1月から9月までは賦課期日の前々年分の総所得金額等を算定基礎額とし、10月から12月までは賦課期日の前年分の総所得金額等を算定基礎額とする。)による額と、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者(以下「介護納付金賦課被保険者」という。))1人につき算定した額の介護納付金保険料及び被保険者1人につき算定した額の後期高齢者支援金保険料の合算額を毎月組合に納付しなければならない。 組合への加入時期が年度中途の場合の保険料は、直近の総所得金額等を申告させることにより決定する。不申告者については、該当する種別の最高額を賦課する。																																																																						
<table><tr><th rowspan="2">所得区分(総所得金額等から基礎控除額を控除した額)</th><th colspan="3">保険料(月額)</th></tr><tr><th>1種組合員</th><th>2種組合員</th><th>3種組合員</th></tr><tr><td>500万円未満</td><td>25,000円</td><td>18,000円</td><td>12,000円</td></tr><tr><td>500万円以上、600万円未満</td><td>29,000円</td><td>22,000円</td><td>16,000円</td></tr><tr><td>600万円以上、700万円未満</td><td>30,000円</td><td>23,000円</td><td>17,000円</td></tr><tr><td>700万円以上、800万円未満</td><td>32,000円</td><td>25,000円</td><td>19,000円</td></tr><tr><td>800万円以上、900万円未満</td><td>40,000円</td><td>28,000円</td><td>22,000円</td></tr><tr><td>900万円以上、1000万円未満</td><td>45,000円</td><td>33,000円</td><td>27,000円</td></tr><tr><td>1000万円以上</td><td>49,000円</td><td>38,000円</td><td>32,000円</td></tr></table> 1種組合員(第7条3第1項に該当する組合員) 月額 1,000円	所得区分(総所得金額等から基礎控除額を控除した額)	保険料(月額)			1種組合員	2種組合員	3種組合員	500万円未満	25,000円	18,000円	12,000円	500万円以上、600万円未満	29,000円	22,000円	16,000円	600万円以上、700万円未満	30,000円	23,000円	17,000円	700万円以上、800万円未満	32,000円	25,000円	19,000円	800万円以上、900万円未満	40,000円	28,000円	22,000円	900万円以上、1000万円未満	45,000円	33,000円	27,000円	1000万円以上	49,000円	38,000円	32,000円	<table><tr><th rowspan="2">所得区分(総所得金額等から基礎控除額を控除した額)</th><th colspan="3">保険料(月額)</th></tr><tr><th>1種組合員</th><th>2種組合員</th><th>3種組合員</th></tr><tr><td>500万円未満</td><td>25,000円</td><td>18,000円</td><td>12,000円</td></tr><tr><td>500万円以上、600万円未満</td><td>29,000円</td><td>22,000円</td><td>16,000円</td></tr><tr><td>600万円以上、700万円未満</td><td>30,000円</td><td>23,000円</td><td>17,000円</td></tr><tr><td>700万円以上、800万円未満</td><td>32,000円</td><td>25,000円</td><td>19,000円</td></tr><tr><td>800万円以上、900万円未満</td><td>40,000円</td><td>28,000円</td><td>22,000円</td></tr><tr><td>900万円以上、1000万円未満</td><td>45,000円</td><td>33,000円</td><td>27,000円</td></tr><tr><td>1000万円以上</td><td>49,000円</td><td>38,000円</td><td>32,000円</td></tr></table> 1種組合員(第7条3第1項に該当する組合員) 月額 1,000円	所得区分(総所得金額等から基礎控除額を控除した額)	保険料(月額)			1種組合員	2種組合員	3種組合員	500万円未満	25,000円	18,000円	12,000円	500万円以上、600万円未満	29,000円	22,000円	16,000円	600万円以上、700万円未満	30,000円	23,000円	17,000円	700万円以上、800万円未満	32,000円	25,000円	19,000円	800万円以上、900万円未満	40,000円	28,000円	22,000円	900万円以上、1000万円未満	45,000円	33,000円	27,000円	1000万円以上	49,000円	38,000円	32,000円
所得区分(総所得金額等から基礎控除額を控除した額)		保険料(月額)																																																																					
	1種組合員	2種組合員	3種組合員																																																																				
500万円未満	25,000円	18,000円	12,000円																																																																				
500万円以上、600万円未満	29,000円	22,000円	16,000円																																																																				
600万円以上、700万円未満	30,000円	23,000円	17,000円																																																																				
700万円以上、800万円未満	32,000円	25,000円	19,000円																																																																				
800万円以上、900万円未満	40,000円	28,000円	22,000円																																																																				
900万円以上、1000万円未満	45,000円	33,000円	27,000円																																																																				
1000万円以上	49,000円	38,000円	32,000円																																																																				
所得区分(総所得金額等から基礎控除額を控除した額)	保険料(月額)																																																																						
	1種組合員	2種組合員	3種組合員																																																																				
500万円未満	25,000円	18,000円	12,000円																																																																				
500万円以上、600万円未満	29,000円	22,000円	16,000円																																																																				
600万円以上、700万円未満	30,000円	23,000円	17,000円																																																																				
700万円以上、800万円未満	32,000円	25,000円	19,000円																																																																				
800万円以上、900万円未満	40,000円	28,000円	22,000円																																																																				
900万円以上、1000万円未満	45,000円	33,000円	27,000円																																																																				
1000万円以上	49,000円	38,000円	32,000円																																																																				

改 正 条 文	現 行 条 文
その他の被保険者 未就学児(当該年度において満六才に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者) 月額 3,000円 満六才に達する日以後の最初の四月一日から満十八才に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある被保険者 月額 4,000円 上記以外の被保険者 月額 7,000円 (医療給付費分保険料賦課限度額、年額 800千円) 2 前項の介護納付金保険料の額は、組合が当該年度において納付すべき介護納付金の見込額から国庫補助金の見込額を控除して、当該年度における介護納付金賦課被保険者の見込数及び12で除して得た額に相当する額とする。 3 第1項の後期高齢者支援金保険料の額は、組合が当該年度において納付すべき後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の見込額から国庫補助金の見込額を控除して、当該年度における被保険者の見込数及び12で除して得た額に相当する額とする。 4 第1項の子ども・子育て支援納付金保険料の額は、組合が当該年度において納付すべき子ども・子育て支援納付金の見込額から国庫補助金の見込額を控除して、当該年度における被保険者(当該年度において満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者を除く)の見込数及び12で除して得た額に相当する額とする。 5 前三項の規定により、介護納付金保険料、後期高齢者支援金保険料及び子ども・子育て支援納付金保険料の額を決定したときは、理事長は、第5条の規定に基づき、速やかに公告するものとする。 6 前各項により難い場合の取り扱いについては、理事長が別に定める。 第17条2～第66条 （略）	その他の被保険者 未就学児(当該年度において満六才に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者) 月額 3,000円 満六才に達する日以後の最初の四月一日から満十八才に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある被保険者 月額 4,000円 上記以外の被保険者 月額 7,000円 (医療給付費分保険料賦課限度額、年額 800千円) 2 前項の介護納付金保険料の額は、組合が当該年度において納付すべき介護納付金の見込額から国庫補助金の見込額を控除して、当該年度における介護納付金賦課被保険者の見込数及び12で除して得た額に相当する額とする。 3 第1項の後期高齢者支援金保険料の額は、組合が当該年度において納付すべき後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の見込額から国庫補助金の見込額を控除して、当該年度における被保険者の見込数及び12で除して得た額に相当する額とする。 (新設) 4 前二項の規定により、介護納付金保険料及び後期高齢者支援金保険料の額を決定したときは、理事長は、第5条の規定に基づき、速やかに公告するものとする。 5 前各項により難い場合の取り扱いについては、理事長が別に定める。 第17条2～第66条 （略）

附 則(令和7年12月19日)

(施行期日)

1 この規約は令和7年12月19日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

福岡県薬剤師国民健康保険組合規約の一部改正について

令和8年3月19日の組合会の認定を得たので公告する。

福岡県薬剤師国民健康保険組合規約の一部を次のとおり改正する。

新旧対照表による。

改 正 条 文	現 行 条 文
第1条～第6条 （略） (加入の申込) 第7条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第1項第8号又は同条第2項ただし書きの規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。)並びに世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、個人番号、職業、使用される事業所名及び法第6条各号を記載した書面をもって、その旨を組合に申し込まなければならない。 2 前項の加入の申し込みをした者は、理事が加入の申し込みを受理した日に組合員となる。 3 前項の受理は、第1項の申し込みをした日から30日以内にしなければならない。	第1条～第6条 （略） (加入の申込) 第7条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第1項第8号又は同条第2項ただし書きの規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。)並びに世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、個人番号、職業、使用される事業所名及び法第6条各号を記載した書面をもって、その旨を組合に申し込まなければならない。 2 前項の加入の申し込みをした者は、理事が加入の申し込みを受理した日に組合員となる。 3 前項の受理は、第1項の申し込みをした日から30日以内にしなければならない。
第7条2～第10条 （略） (出産育児一時金) 第11条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し出産育児一時金として488,000円を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに12,000円を加算するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。	第7条2～第10条 （略） (出産育児一時金) 第11条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し出産育児一時金として488,000円を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに12,000円を加算するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。
第12条～第23条 （略）	第12条～第23条 （略）

改 正 条 文	現 行 条 文
(保険料の納付期限の延長) 第24条 理事長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、3箇月(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した組合員に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長一年)以内の期日をもって徴収猶予することができる。 一 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき 二 納付義務者がその事業又は業務を休止したとき 三 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき 四 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき	(保険料の納付期限の延長) 第24条 理事長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、3箇月(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した組合員に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長一年)以内の期日をもって徴収猶予することができる。 一 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき 二 納付義務者がその事業又は業務を休止したとき 三 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき 四 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき
第25条～第66条 （略）	第25条～第66条 （略）

附 則(令和8年3月19日)

（施行期日）

1 この規約は令和8年3月19日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この規約による改正後の福岡県薬剤師国民健康保険組合規約第17条の規定は、令和8年度以降の保険料について適用し、令和7年度以前の保険料については、なお従前の例による。